二　誤解を生じさせる表示の禁止

監理支援機関は、広告等により求人等に関する情報を提供するに当たっては、監理型育成就労外国人等に誤解を生じさせることのないよう、次に掲げる事項に留意すること。

㈠　関係会社を有する監理型育成就労実施者等が監理型育成就労外国人等の募集を行う場合、監理型育成就労外国人等を雇用する予定の監理型育成就労実施者等を明確にし、当該関係会社と混同されることのないよう表示しなければならないこと。

㈡　賃金等（賃金形態、基本給、定額的に支払われる手当、通勤手当、昇給、固定残業代等に関する事項をいう。以下同じ。）について、実際の賃金等よりも高額であるかのように表示してはならないこと。

㈢　職種又は業種について、実際の業務の内容と著しく乖離する名称を用いてはならないこと。

三　求人等に関する情報を正確かつ最新の内容に保つための措置

監理支援機関は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則第四十九条第三項第三号イ及びロに掲げる措置を可能な限りいずれも講ずることが望ましいこと。

第四　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第三十三条の五に関する事項（監理支援機関の責務）等

一　監理支援機関における求人の申込みの受理に関する事項

㈠　監理支援機関は、原則として、監理型育成就労実施者等に対し、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の六第一項各号のいずれかに該当するか否かを申告させるべきこと。

㈡　監理支援機関は、求人の申込みが法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の六第一項各号のいずれかに該当することを知った場合は、当該求人の申込みを受理しないことが望ましいこと。

二　監理型育成就労外国人等の能力に適合する職業の紹介の推進

監理支援機関は、監理型育成就労外国人等の能力に適合した育成就労に係る職業紹介を行うことができるよう、監理型育成就労外国人等の能力の的確な把握に努めるとともに、その業務の範囲内において、可能な限り幅広い求人の確保に努めること。

三　監理型育成就労外国人等又は監理型育成就労実施者等からの苦情の適切な処理

監理支援機関は、主務大臣の機関、外国人育成就労機構、他の監理支援機関その他関係者と連携を図りつつ、当該事業に係る監理型育成就労外国人等又は監理型育成就労実施者等からの苦情（あっせんを行った後の苦情を含む。）を迅速、適切に処理するための体制の整備及び改善向上に努めること。

四　監理支援事業に係る適正な許可の取得

㈠　監理型育成就労実施者等に紹介するため監理型育成就労外国人等を探索した上当該監理型育成就労外国人等に就職するよう勧奨し、これに応じて求職の申込みをした者をあっせんするいわゆるスカウト行為を事業として行う場合は、監理支援機関の許可を取得する必要があること。また、いわゆるアウトプレースメント業のうち、教育訓練、相談、助言等のみならず、育成就労に係る職業紹介を行う事業は監理支援事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理支援機関の許可を取得する必要があること。

㈡　次のいずれかに該当する行為を事業として行う場合は、当該者の判断が電子情報処理組織により自動的に行われているかどうかにかかわらず、監理支援機関の許可を取得する必要があること。また、宣伝広告の内容、監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等との間の契約内容等の実態から判断して、監理型育成就労実施者等に監理型育成就労外国人等を、又は監理型育成就労外国人等に監理型育成就労実施者等をあっせんする行為を事業として行うものであり、募集情報等提供事業はその一部として行われているものである場合には、全体として監理支援事業に該当するものであり、当該事業を行うためには、監理支援機関の許可を取得する必要があること。

イ　監理型育成就労外国人等に関する情報又は求人に関する情報について、当該者の判断により選別した提供相手に対してのみ提供を行い、又は当該者の判断により選別した情報のみ提供を行うこと。

ロ　監理型育成就労外国人等に関する情報又は求人に関する情報の内容について、当該者の判断により提供相手となる監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等に応じて加工し、提供を行うこと。

ハ　監理型育成就労外国人等と監理型育成就労実施者等との間の意思疎通を当該者を介して中継する場合に、当該者の判断により当該意思疎通に加工を行うこと。

五　適正な宣伝広告等に関する事項

㈠　監理支援事業に関する宣伝広告の実施に当たっては、職業安定法第五条の四第一項及び第三項並びに不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）の趣旨に鑑みて、不当に監理型育成就労実施者等又は監理型育成就労外国人等を誘引し、合理的な選択を阻害するおそれがある不当な表示をしてはならないこと。

㈡　求職の申込みの勧奨については、監理型育成就労外国人等が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、監理支援事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり、監理支援機関が監理型育成就労外国人等に金銭等を提供することによって行うことは好ましくないこと。

第五　法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五に関する事項及び法第四十三条に関する事項（監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報の取扱い）

一　個人情報の収集、保管及び使用

㈠　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、法第二十七条第二項の規定により適用する職業安定法第五条の五第一項の規定によりその業務の目的を明らかにするに当たっては、個人情報（監理型育成就労外国人等の個人情報をいう。㈡において同じ。）がどのような目的で収集され、保管され、又は使用されるのか、監理型育成就労外国人等が一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に明示すること。

㈡　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、その業務の目的の達成に必要な範囲内（監理支援機関が、監理支援事業に関し、個人情報を使用する場合にあっては、監理支援事業の目的の達成に必要な範囲内）で、当該目的を明らかにして個人情報を収集することとし、次に掲げる個人情報を収集してはならないこと。ただし、特別な職業上の必要性が存在することその他当該目的の達成に必要不可欠であって、収集目的を示して本人から収集する場合はこの限りでないこと。

イ　人種、民族、社会的身分、門地、本籍、出生地その他社会的差別の原因となるおそれのある事項

ロ　思想及び信条

ハ　労働組合への加入状況

㈢　監理支援機関及び監理型育成就労実施者等は、個人情報（監理支援機関にあっては監理型育成就労実施者等及び監理型育成就労外国人等の個人情報をいい、監理型育成就労実施者等にあっては、監理型育成就労外国人等の個人情報をいう。以下この㈢から㈤まで及び二において同じ。）を収集する際には、本人から直接収集し、本人の同意の下で本人以外の者から収集し、又は本人により公開されている個人情報を収集する等の手段であって、適法かつ公正なものによらなければならないこと。